

## 第53期（令和4年度）熊本地方最低賃金審議会

### 第53期第15回本審 議事録

1 日 時 令和5年3月9日（木）10時00分～11時00分

2 場 所 熊本地方合同庁舎A棟10階大会議室

3 出席者

（公益代表委員） 泉委員、倉田委員、諏佐委員、  
高峰委員、本田委員

（労働者代表委員） 猿渡委員、中谷委員、花岡委員  
山本委員

（使用者代表委員） 岩永委員、近藤委員、坂本委員、  
原委員

【事務局】（熊本労働局） 新田労働局長、東労働基準部長、柴田賃金室長、  
竹森室長補佐、秋吉専門監督官、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

（1）令和5年度の熊本地方最低賃金審議会運営について

（2）特定最低賃金の改正に関する関係労使の申出の意向表明（確認）について

（3）その他

5 議事内容

室長補佐 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから第53期令和4年度第15回熊本地方最低賃金審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

熊本地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づきまして、会議の公示をいたしておりましたが、傍聴の申し込みはございませんでした。なお、本日は取材のために報道機関の方がお見えですので、最賃制度や審議会の広報のために、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、今後の議事進行を会長にお願いしたいと存じます。  
会長よろしくお願いいたします。

会長 会議を始めたいと思います。この間、熊本では半導体関連企業の進出があって浮揚感というのかな、そういうのがある一方で、水の問題であったり、社会基盤の整備をどうするかということもあって、一方では東京商工リサーチだったですかね、先日、廃業なんか随分多いというデータも出ておまして、相変わらず熊本の経済、雇用状況は、まだら模様だなと思っております。

それをこの会で一挙にいろんなことが解決できるわけではありませんけれども、その分、この審議会の役割がだんだん大きくなっているなという実感があります。引き続きご協力をお願いします。

それでは、議事に入ることといたします。まず、定足数の報告を事務局からお願いします。

室長補佐 本日の委員のご出席は、公益代表委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員4名で、委員総数15名中13名の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

では、議事に入りますので、ご退室をよろしいですか。

(マスコミ 退室)

会長 それでは、最初の議事は令和5年度の熊本地方最低賃金審議会運営についてでございます。審議会の開催予定(案)について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長 私からは、令和5年度の熊本地方最低賃金審議会運営について説明いたします。資料でいきますと、会次第の後ろの方に資料1を付けていると思います。まず、一番左端が来年度の予定で、右を見ていただくと、令和4年度の実績と令和5年度前期の分が書いてあります。

第1回目に、全員協議会がございます。内容は、特定最低賃金の申出用件の説明及び審議会運営等について、ご協議いただき

ます。来年度は5月の中旬、遅くとも下旬までには行いたいと思っております。皆様には、早めに日程等を連絡したいと思っております。

新型コロナの影響の関係で、3年間になりますか、事業場視察を行っておりません。来年度は、新型コロナについても5月より2類から5類へ引き下げられる予定です。そのような状況を鑑みまして、事業所視察を行うかどうかということ全員協議会の場でもお諮りしたいと考えております。実施する場合は、6月中に実施をしたいと思っております。どこかいい事業場があれば、ご紹介いただければ参考にさせていただきたいと思っております。

次に、水色で表示しているのが本審になります。例年どおりですと、全部で7回開催をしております。第1回の本審は、地域別最低賃金の改正諮問、特定最低賃金の改正申出、地域別最低賃金専門部会の委員任命などが議題となります。第2回本審は、地域別最低賃金の目安額の伝達を予定しております。第3回本審ですが、地域別最低賃金の専門部会での金額審議の結審後、改正答申がございます。なお、特定最低賃金においては、運営小委員会の改正の必要性の有無の報告から必要性ありの場合のみ、答申を経て改正決定の諮問の運びとなります。8月上旬に開催を予定しておりますが、変更の可能性もあるということでご了承ください。できれば、全員協議会のときに、あらかじめ日程をお示ししたいと考えております。例年どおりの10月1日発効を目指す場合、令和5年度においては、例年8月5日になっていまずけれども、来年は8月7日までに、本審にて改正答申を行う必要があります。

第4回本審は、地域別最低賃金の改正答申を受けて異議申出書が提出された場合、異議申出の審議となります。8月7日に答申された場合は、8月22日が異議申出の締切日となりますので審議会は翌日の8月23日午前中の開催になります。あくまでも、10月1日を目指す場合です。地域別最低賃金の異議申出は、ここ数年提出されております。第5回本審は、特定最低賃金専門部会の審議を終え、特定最低賃金の改正答申を行います。例年どおり12月15日発効とする場合は、来年度は10月16日までに本審において改正答申をすることとなります。

第6回本審は、特定最低賃金改正に係る異議申出の審議でございます。12月15日の発効とする場合は、異議申出の締め切

りが10月31日となりますので、11月1日に開催する予定です。第7回本審は、本日と同じような令和5年度の最後の審議会になります。

続きまして、運営小委員会についてお話しいたします。第3回本審で特定最低賃金改正の必要性有無の報告、特定最低賃金改正の諮問を予定しております。運営小委員会において、特定最低賃金改正申出書の審査結果を報告し、その必要性有無の審議、その場で答申を行っております。例年どおりですと、8月上旬に開催する第3回本審と同日を予定しております。かなり過密スケジュールになるものですから、来年度の委員の皆様と検討していかなければならないと思っております。

次に、地域別最低賃金の専門部会につきましては、中賃の目安答申前に1回、専門部会を行いまして、その場で最低賃金に関する基礎調査の結果の説明を行っております。地域別最低賃金専門部会につきましては、昨年度は5回実施しております。

続きまして、特定最低賃金専門部会についてですが、9月中旬から10月上旬にかけて、それぞれの専門部会を計2回ずつ、予備日も入れて3回の開催を予定しております。

以上、令和5年度の審議会日程案の説明でございます。よろしくお願ひします。

会長

ただいまの説明に対して、ご質問はございませんでしょうか。

コロナが大体落ち着いて、5月には5類になる流れなので、この3年間はいろいろと難しい運営があったと思いますけれども、先ほど言っていた事業所の視察等は、ぜひ実現ができればいいなと思います。それでは、質問がなければ次に進みます。

2番目の議題は、特定最低賃金の改正に関わる関係労使の申出の意向表明でございます。来年度の特定最低賃金改正の申出の予定につきまして、その意向の有無を審議会の場で労使の各委員に確認するとなっております。先月、局長に労働者側から文書による意向表明がなされていますので、この場で確認をさせていただきます。

事務局からご説明をお願いします。

賃金室長

資料3、4、5に意向表明の文書を付けております。

特定最低賃金の改正に係る意向表明につきましては、関係通

達において「特定最低賃金の改正に係る申出が行われる業種については、審議会における年間審議スケジュールの調整などに鑑み、概ね前年度末を目途にその意向の有無を審議会において、労使に確認することとする。なお、その際に局長に対し、申出の意向の表明があったものについては、併せて審議会に対し、報告を行うこととする」と定められております。

今年2月20日に、関係労働者側から熊本労働局長に文書にて、意向表明がなされております。本日は、その意向表明につきまして、当審議会において報告いたします。

資料3につきましては、「熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電子機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、うちでは「電気機械」と呼んでおります。次に、資料4、「熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」、これも熊本の場合は「輸送機械」と呼んでおります。資料5、「熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金」、以上につきまして、改正の意向表明がありましたことをご報告申し上げます。

以上でございます。

次に特定最低賃金改正の申出でございます。意向確認がなされた場合、申出に係る最低賃金につきまして、現時点で確認しました適用労働者数及び適用事業場数を事務局が申出予定者に書面をもってお知らせすることとなっております。資料6にございます。ご確認をお願いします。この表の集計は、平成28年経済センサスを基礎とし、その後の新設事業や最低賃金に関する基礎調査などで事業廃止が確認された事業場数及び労働者数を加減した上で、さらに令和4年実施の最低賃金に関する基礎調査により推計した適用除外労働者数を減じて算定しております。

令和5年度の特定最低賃金改正の申出につきましては、関係労働者の皆様は、この数字を基に、令和5年6月30日までに申出書の提出をお願いいたします。

以上で特定最低賃金改正申出の意向表明等の説明を終わらせていただきます。

会長

ただいま事務局の説明がありましたけれども、電気機械、輸送機械、それから百貨店、総合スーパーの特定最低賃金の改正に係る意向表明について、何かご質問はございませんでしょうか。ありませんかね。

3番目の議事はその他でございますけれども、事務局から資料等の説明をお願いします。

賃金室長

資料2に、令和4年度の地域別最低賃金の改定状況を添付しておりますので、ご確認ください。これは金額が高い順に並べております。改定額の全国加重平均は961円で、全国加重平均が31円の引上げとなりました。最高額が東京都の1,072円、最低額は、青森県、秋田県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県の853円です。ただ、10月1日に発効した局は、22都道府県となっております。九州では、福岡は別として、熊本が一番早く決定していることがご確認できると思っております。

続きまして、審議会の公開についてということです。昨年9月19日、読売新聞の朝刊一面に、最低賃金金額審議公開2県のみ、議事録は議事要旨のみが8割ということで載っております。また、3面には、「最低賃金審議、金額改定、見えぬ経緯 国の議論公開検討へ」という見出しが掲載されました。

事実関係は一部誤りがあり、都道府県別の地方最低賃金審議会の本審は全て公開されており、その下の専門部会は鳥取局のみ全面公開です。それ以外の局は、20局が一部公開をしているが、金額審議は非公開、26局は全て非公開となっております。なお、朝刊一面の記事では、和歌山局が専門部会を公開しているとしていますが、読売新聞からの取材が、専門部会ではなく審議会の公開状況を尋ねるものであったため、本審の公開状況を念頭に「基本的に公開」と答えたものでございます。

厚生労働省では、各都道府県に設置される地方最低賃金審議会の公開及び議事録等の公開について、これは平成11年4月27日付け閣議決定されたものですが、審議会等の整備合理化に関する基本的計画に基づき、原則として公開するよう各労働局に対して指示されているところでございます。また、地方最低賃金審議会の専門部会の運営規定では、1.個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、2.個人もしくは団体の権利、利益が不当に侵害される恐れがある場合、3.率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがある場合に、各専門部会の判断により非公開としております。

中央最低賃金審議会の本審は公開しておりますが、その下の目

安審議を行う目安に関する小委員会は、非公開とされております。現在、目安制度の在り方に関する全員協議会において、その公開について検討されているというところでございます。現状は、以上のとおりでございます。

今後、全ての議事録の公開、審議会の公開が求められるという可能性はあるということをご承知おきいただければと思います。あくまでも、本審につきましては、公開が原則となっていること。

ただし、本省においても目安審議に関しての目安制度の在り方に関する全員協議会においては、まだ非公開とされておりますので、この公開については、現在検討されているという状況でございますので、引き続き、地方最低賃金審議会の審議会及び専門部会の公開に係る検討をよろしくお願ひしたいというところでございます。

現在のところ、特段、この新聞記事が出た後に具体的な指示はございませんが、今後とも注視していく必要があるかと考えます。情報が入りましたら、委員の皆様にも共有いたしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上で、私からの説明を終わります。

会長           ただいまの事務局の説明に関して、何か質問、意見はございませんか。ありませんかね。なければ、私の方から。

この鳥取労働局の全面公開というのは、金額審議そのものも全部公開している、議事に入れているということですか。

賃金室長       鳥取局に情報を確認しましたところ、全員で審議を行うものについては公開されて、例えば公労協議とか公使協議とかは、公労公使の方たちが別室に移動されて、話をしてもらうという状況でございます。

会長           それをこの中でいえば、全面公開と呼んでいるわけですかね。

賃金室長       そうです。

会長           大きな流れは、公開というふうに行くのでしようけれども、審議に支障がないということも大事なことだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日の議事録及び資料の公開ですけれども、本日の会議が公開

としましたので、議事録及び資料については公開といたします。それでよろしいでしょうか。

委員全員 はい。

それでは、議事録及び資料については、公開とさせていただきます。本日は、今年度最後の審議会となりますので、局長からごあいさつをお願いしたいと思います。

局長 皆様、大変ご苦勞様でございます。委員の皆様方におかれましては、年度末の忙しい時期ではありますが、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

振り返りますと、今年度につきましては、新型コロナウイルスの影響なども色濃く残る中で、また中央最低賃金審議会の目安などもかなり紛糾をして、少し時間がかかってしまうということもあって、地方最低賃金審議会の審議日程もかなり窮屈な中で、ご審議をいただいたということで、誠にありがたいと思っております。皆様のおかげをもちまして、何とか円滑に審議ができたものと感謝している次第でございます。また、会長、あるいは会長代理におきましては、委員の方々の意見の取りまとめなどご尽力いただきまして、誠にありがとうございます。

熊本局といたしましては、この最低賃金、決定されたものにつきましては、すぐにさまざまな形で、例年にも増して積極的に周知活動をしているとともに、この1月、2月などを中心として、最低賃金の履行確保の取組を積極的に行っているところでもございます。今後、5年度以降につきましても、引き続き、皆様方のご協力をお願いする次第でありますし、当局といたしましても、この周知活動、履行確保に加えまして、そもそもの中小企業、小規模事業者の方々が賃金を上げやすい環境づくりという観点での取り組みも進めていきたいと思っております。引き続きのご支援、ご協力をお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、今期で任期がちょうど切り替えの時期になります。今期限りで退任をされる委員の方々につきましては、長い間の大変なご苦勞について、この場をお借りして感謝を申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。



会長

それでは、これもちまして第15回の熊本地方最低賃金審議会を終了いたします。ありがとうございました。